



NPO 法人と他の法人格、どう選ぶ？

**設立する目的や事業内容、形態など、
何を重視するのかをまずは考えてみるといいよ！**

■ 団体設立時に重視する内容で選び方も変わります。

【ケース 1.】社会問題に取り組むにあたり、**公益性を重視したい！**

- ・ **NPO 法人**：NPO 法第 1 条で、「公益の増進に寄与することを目的とする」ことを謳っています。

【ケース 2.】緊急支援活動などを行うので、**スピードを重視！**

- ・ **一般社団法人**：東日本大震災の際には、登記のみ 2 週間程度で法人化できること、また、非営利型・その他を選択できることから一般社団法人を選ぶ団体もありました。

【ケース 3.】**事業収益を拡大していく**ことを重視！

- ・ **株式会社**：介護保険事業や指定管理者など公的な事業に参入できるようになった他、ソーシャルビジネスを行う方が株式会社を選ぶ場合があります。

【ケース 4.】とにかく**法に縛られずに、自由な形態で活動する**ことを重視したい！

- ・ **任意団体**：各法人の根拠法に縛られずに活動していきたい。代表者の責任のもと、例えば、共有財産（例：不動産・高額な固定資産など）を持たないなど、緩やかな運営を目指したいという場合や小規模で活動する団体があります。

《法人比較表》

	NPO 法人	一般社団法人	株式会社	任意団体 (法人格なし)
設立要件	社員 10 人以上 理事 3 人以上 監事 1 人以上	社員 2 人以上 理事 1 人以上 ※公益認定基準では、理事会の設置が必須。	資本の提供 取締役 1 人以上	任意
設立の手順	認証申請書類の提出 (所轄庁)→縦覧→ 認証→登記(法務局)	定款認証(公証人役場)→ 登記(法務局)	定款認証(公証人役 場)→登記(法務局)	任意
設立までの 期間	2~3 ヶ月	2 週間程度	2 週間程度	任意
法定設立費用	0 円	11 万円以上(登録免許税、 定款認証手数料、定款印紙 代など)	24 万円以上(登録 免許税、定款認証手 数料、定款印紙代 など)	0 円
情報公開の 義務	毎事業年度終了後に、 事業報告書等を所轄庁に提 出し、ウェブや紙上で実施	定めなし	主に株主総会にて 株主に対して実施	任意
税制	原則非課税 住民税均等割は原則課税 (減免措置あり) 収益事業には課税	「非営利型法人」は原則非 課税、住民税均等割は原則 課税、収益事業は課税 「営利型」は全所得に課税	全所得に課税	収益事業には課税

♪ 詳しくはスタッフまでご相談ください ♪



2023年2月改訂版

静岡市番町市民活動センター



開館時間：月～土 9:00～21:30

日・祝 9:00～18:00

休館日：毎月第1・3水曜日

年末年始（12/29～1/3）

〒420-0071

静岡市葵区一番町 50 番地

TEL: 054-273-1212/FAX: 054-273-1213

E-MAIL: mail@bancho-npo-center.org

指定管理者：（特非）静岡県ボランティア協会

★チェックしよう！ NPO 法人の設立要件

- ① 活動が NPO 法の 20 分野（静岡市は 19 分野）のいずれかに該当すること
- ② 営利を目的としないこと（メンバーで利益を分配しないこと）
- ③ 不特定かつ多数の人たちに関する利益の増進に寄与すること（→公益性の担保）
- ④ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ⑤ 特定非営利活動に支障をきたすほど、「その他の事業」をしないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと
- ⑦ 特定の公職候補者・議員・政党への支持・反対を目的としないこと
- ⑧ 暴力団やその関連団体でないこと
- ⑨ 社員の入会・退会の資格に不当な条件をつけないこと
- ⑩ 社員が 10 名以上であること
- ⑪ 役員として、理事 3 人以上、監事 1 人以上いること
- ⑫ 役員報酬を受ける者が、役員総数の 3 分の 1 以下であること
- ⑬ 役員のうち親族が役員総数の 3 分の 1 を超えず、各役員については親族は + 1 名まで
- ⑭ 役員は心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの、破産者など、欠格事由に該当しないこと
- ⑮ 会計原則を守ること※

※正規の簿記の原則（客観的に証明可能な証拠、明瞭かつ正確な記録と計算、順序・区分などの体系的な整然、取引記録の総合による財務諸表の作成可能性）、真实性・明瞭性の原則、および継続性の原則。詳しくは、「NPO 法人 会計原則」で検索してください。

♪ 詳しくはスタッフまでご相談ください ♪